

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成26年4月25日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成26年4月25日(金)午前9時30分から午前10時まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室402
- 3 会議に付議した事件
議案第11号 在外選挙人証の記載事項の変更について
報告(1) 東海村選挙管理委員会の書記の任免について
(2) 東海村農業委員会委員の解任請求に同意を要すべき人数の告示について
(3) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
(4) 平成26年度東海村選挙管理委員会の主な日程について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 菊池 等
- 5 欠席委員は次のとおりである。(0名)
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 佐藤 文昭 書記長補佐 小川 直也
書記 山口 正弘 書記 草山 尚拓
- 7 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 8 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午前9時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、在外選挙人証の記載事項の変更に係るもの1件及び報告案件4件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第11号 在外選挙人証の記載事項の変更について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 議案第11号は、本村の在外選挙人名簿に登録された選挙人から、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の7第2項の規定による届出があったことから、在外選挙人証の記載事項を変更するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第11号 在外選挙人証の記載事項の変更について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第11号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「報告(1) 東海村選挙管理委員会の書記の任免について」事務局より説明をお願いいたします。

○**小川書記長補佐** 報告（１）は、平成２６年４月１日付け人事異動に伴う書記の任免についての御報告でございます。

東海村選挙管理委員会では、総務部総務課職員が書記を兼ねておりますが、この度の人事異動により職員６人が総務課の職を離任し、新たに１１人が配属となりました。これに伴い同日付けでこの１１人を書記に任命し、６人を解任いたしました。

それではここで、新たに書記に任命した職員を紹介させていただきます。

(任命書記の自己紹介)

○**本多委員長** 続いて、「報告（２） 東海村農業委員会委員の解任請求に同意を要すべき人数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○**小川書記長補佐** 報告（２）は、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第１０条第５項の規定により、平成２６年１月１日現在により調製した東海村農業委員会委員選挙人名簿が、平成２６年３月３１日をもって確定したことに伴い、解任請求に同意を要すべき人数の告示を行った旨の御報告でございます。

名簿登載者の確定数は１，１０２人となりました。

同法第１４条第１項の規定では、委員の選挙権を有する者の２分の１以上の同意をもって、農業委員会の委員の解任請求を行うことができることとされており、解任請求に同意を要すべき人数は５５１人となります。

この数につきましては、同法第１４条第５項の規定において、名簿確定後直ちに告示することと定められておりますことから、東海村選挙管理委員会委員長専決規程（昭和４１年東海村選挙管理委員会規程第３号）第３条第１５号の規定により、委員長の専決により４月１日付けで告示を行った旨御報告いたします。

○**本多委員長** 続いて、「報告（３） 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」事務局より説明をお願いいたします。

○**小川書記長補佐** 報告（３）は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２８条の２第１項及び第２８条の３第１項の申出に係る選挙人名簿の閲覧

について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定に基づき、その状況を公表した旨の御報告でございます。

平成25年度における選挙人名簿の抄本の閲覧件数は2件、在外選挙人名簿の抄本の閲覧はありませんでした。

東海村選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱（平成20年東海村選挙管理委員会告示第32号）第8条の規定により、毎年度終了後、前年度における閲覧状況について、速やかに告示により公表する旨定めておりますので、平成25年度の閲覧状況について、4月1日付けで告示を行った旨御報告いたします。

○本多委員長 続いて、「報告（4）平成26年度東海村選挙管理委員会の主な日程について」事務局より説明をお願いいたします。

○小川書記長補佐 報告（4）は、平成26年度に東海村選挙管理委員会が予定する主な日程についての御説明でございます。今年度は、東海村選挙管理委員会が管理執行する選挙といたしまして、茨城県議会議員一般選挙（那珂郡選挙区）（任期満了日：平成27年1月7日）及び東海坏土地改良区総代総選挙（任期満了日：平成26年12月19日）が予定されております。

定時登録等の例年開催する委員会に加え、これらの選挙に係る委員会を10月から12月にかけて開催する予定でございます。

その外、選挙といたしましては、里川堰土地改良区総代総選挙（任期満了：平成27年3月12日）が予定されております。本選挙は竹瓦地区が選挙区に含まれますが、管理執行は常陸太田市選挙管理委員会が行います。

○本多委員長 その他としまして、何かありますか。

○小川書記長補佐 1点目は、本委員会の会議録の公開についてでございます。

東海村選挙管理委員会規程（昭和30年東海村選挙管理委員会規程第1号）第11条の規定により調製した会議録について、住民への積極的な情報発信の観点から、本年よりその写しを村公式ホームページに掲載いたします。

2点目は、選挙運動費用収支報告書の写しの提供についてでございます。

過日ひたちなか西警察署長から、捜査関係事項照会として、平成24年1月22日執行の東海村議会議員一般選挙及び平成25年9月8日執行の東海村長

選挙において、公職選挙法第189条の規程に基づき提出された当該報告書に関し、その写しの提供依頼がありました。

報告書に記載された内容は、公職選挙法による選挙運動費用収支報告書の閲覧に関する規程（昭和30年東海村選挙管理委員会規程第5号）第1条の規定に基づき、何人にも公開される情報であることから、4月23日付けで全候補者分の当該報告書の写しを提供しております。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。
これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時00分